

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年8月11日 15時30分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港 博多港東防波堤灯台から真方位342° 2.7海里付近 (概位 北緯33° 39.8′ 東経130° 22.2′)
事故の概要	プレジャーボートポセイドンは、西南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年8月14日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ポセイドン、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	290-61574福岡、江川商運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船尾部船底外板に破口、左舷機ジェットノズルに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約4.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人10人を乗せ、海の中道海浜公園南方沖を約20ノットの対水速力で西南西進中、船長が、船首方に黒い数本の杭を認め、減速して左転し、杭の沖側を通過したところ、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.6mであった。</p> <p>船長は、事前に水路状況を調査しておらず、本事故後、近くのマリナーで海の中道海浜公園南方沖から西方に数本の杭があり、その付近に浅瀬が存在することを聞いた。</p> <p>本船の乗船者は、数人が救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、西南西進中、船長が浅瀬の存在を知らずに航行を続けたことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西南西進中、船長が浅瀬の存在を知らずに航行を続けたため、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不慣れな海域を航行する場合、事前に水路調査を行うこと。 ・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。